

農業振興地域整備計画にかかる農用地区域の変更申出書 必要書類等

1. 申出等の事務の流れ。(予定であり、期間が長引く場合もあります。)

届け出締切り日 (休日の場合は前日)	農委・農協・土地 改良区等意見聴取	町審議会	県へ進達	県現地調査	県審議会	予め回答	公 告 (30日間)	異議申し立て 受け付け期間	変更認可 申 請	決定
5月31日	6月下旬	7月中旬	8月5日	8月下旬	9月中旬	10月上旬	～11月中旬	左記満了後 15日間	12月中旬	1月
9月30日	10月下旬	11月中旬	12月5日	12月下旬	1月中旬	2月上旬	～3月中旬	〃	4月中旬	5月
1月31日	2月下旬	3月中旬	4月5日	4月下旬	5月中旬	6月上旬	～7月中旬	〃	8月中旬	9月

※申出前に事前にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

2. 必要書類等

各書類とも4部提出。(正本1部、副本(写し)3部となります。下記の書類を作成し順番に並べ直して提出してください。)

- (1) 農業振興地域整備計画にかかる農用地区域の変更申出書
- (2) 位置図(案内図)
縮尺1/25,000程度のもので、縮尺等申出地がわかるよう記載
- (3) 周辺見取図
申出地周辺の土地利用状況が把握できる住宅地図等
- (4) 事業計画書
事業計画者の現在の状況、農振除外を必要とする理由、土地利用計画、周辺農地への被害防除対策、資金計画、他法令関係(農地法、都市計画法該当条項等)を記載
- (5) 土地選定経過書及び選定地位置図
選定条件(面積、市街化区域内外、農用地区域内外、形状、接道等)を設定し、比較検討内容を記載
※「安価である」、「土地所有者から了解を得ている」等の理由は適当ではありません。
※自己所有地だけではなく、他者所有地についても検討を行う必要があります。
- (6) 土地利用計画図
縮尺1/500～2,000程度のもので、建築物、駐車場、緑地、フェンス、給排水、接道箇所を記載
- (7) 建物平面図及び立面図
- (8) 公図の写し
申出地及び隣接地の地目、地番、地積、所有者氏名、謄写の証明を記載
- (9) 特定図
申出地の土地が一筆の一部である場合、対象となる部分を特定するための測量図等
- (10) 申出地の全部事項証明書

(11) その他

- 申出人等の資産状況がわかる書類（必要に応じて）
名寄帳又は固定資産評価証明書、無資産証明書
- 住民票の写し
- 親族関係のわかる書類（分家住宅の場合）
- 会社の登記簿謄本及び定款（法人の場合）
- 事業経歴書（法人の場合）
- その他必要に応じて関係資料を求める場合があります